

欧米における失業時の生活保障制度及び就労促進に関わる助成制度等  
－「2009～2010年海外情勢報告」特集部分のポイント－

**1 趣旨**

- 非正規労働者の雇用者に占める割合が3割を超え、失業者に占める長期失業者の割合もすう勢的には上昇している現在の日本における政策立案に当たっての一助となるよう、失業者の増大等を受けてこれまで様々な取組を実施してきた経緯のある欧米諸国（アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランス）における失業保険制度等について調査を行った。

**2 失業等の場合における生活保障制度の概要**

- アメリカについては、基本的に自助の精神に基づく制度であることから、失業保険以外の生活保障制度の対象者については、子供や高齢者等がいる世帯等に対象者が限定されていることが多く、また、（失業保険制度と公的扶助制度の中間的な性格の制度である）補足的な失業者扶助制度も存在しなかった。
- イギリス、ドイツ及びフランスにおいては、金融危機以前より、国庫の一般財源による無期限の補足的な失業者扶助制度が設けられていた。
- イギリス、ドイツ及びフランスにおいては、近年、生活費支援を行いつつ、失業者を就労に結びつけていく仕組みを構築する動きが強まっており、特に失業保険の受給に当たっては、正当な理由なく求職活動を拒否する等の場合には、給付額の減額や給付停止などの制裁措置が科せられていた。
- ドイツにおいては、景気変動等を理由として仕事が減少したために事業主が一時的に操業短縮を行った際に、賃金の支払いが減少した労働者に対し、賃金を補填する制度（操業短縮労働者助成金）が整備されており、当該制度は失業そのものを防ぐ仕組みとしても機能していた。

**3 失業者の就労促進に関わる助成制度等（職業訓練にかかるものを除く）の概要**

- 失業者の就労促進に関わる制度等としては、各国とも低収入の労働者に対して所得を補填するための制度を整えることにより、失業者の就労インセンティブを少しでも高めるよう制度が構築されていた。
- 事業主の採用インセンティブを高める制度としては、各国とも就職困難者を採用した事業主に対する助成金等があったが、アメリカ、イギリス及びドイツにおける就職困難者を採用した際の助成措置は時限措置として設けられているものもあった。

**4 失業者を対象とした職業訓練制度の概要**

- 失業者を対象とする職業訓練制度としては、各国とも失業の恐れの大いなる在職者を含めた労働者全般の職業能力の向上を図るための訓練の一環として行われるようになってきていた。また、職業訓練の必要性が認められた失業保険受給者（補足的な失業者扶助制度の対象者を含む。）に対する生活費については、各国とも、訓練中も失業保険給付又は失業保険給付と同程度の給付が支給される仕組みとなっていた。

## **1 趣旨**

2008 年秋の金融危機を受けて急速に悪化した日本の雇用・失業情勢は、今日においても持ち直しの動きは見られるものの、依然として厳しい状況にある。労働市場においては、パートタイム労働者、派遣労働者、契約社員等の非正規労働者が雇用者に占める割合が3割を超え、失業者に占める長期失業者の割合もすう勢的には上昇している。

このような状況の中、失業者の増大等を受け、これまで様々な取組を実施してきた欧米各国において実施されている失業保険制度及び補足的な失業者扶助制度を始めとした「第2のセーフティネット」に加え、失業者を就労に結びつけていくための仕組みとして、失業者を対象とした職業訓練制度についても併せて調査することは、失業者の増大に直面している現在の日本における政策立案に当たっての一助となると思われる。

このため、特集部分では、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスを対象として、(1) 失業等の場合における生活保障制度、(2) 失業者の就労促進に関わる助成制度等（職業訓練にかかるものを除く）及び(3) 失業者を対象とした職業訓練制度について、調査を行った。

## **2 失業等の場合における生活保障制度の概要**

(1) 失業保険制度（イギリスでは拠出制求職者給付、ドイツでは失業給付 I、フランスでは雇用復帰支援手当（ARE）という名称である。）

### **ア 制度の概要、財源**

アメリカでは事業主による失業保険税（3 州においては労働者も納税）、イギリス、ドイツ及びフランスについては労使の保険料の拠出を前提とした失業保険制度が整備されている。

なお、イギリス及びドイツについては、国庫負担がある場合がある。

### **イ 制度の対象者**

いずれの国においても被用者は対象に含まれている。

なお、イギリス、ドイツ及びフランスにおいては年齢要件がある。

また、イギリス、ドイツ及びフランスにおいては収入等の条件を満たす被用者及びこれらの者を雇用する事業主については強制加入である。（アメリカの失業保険は保険加入方式が採用されておらず、失業保険税の支払い義務がある事業主に雇用されていた労働者は受給要件に該当すれば失業保険の給付対象となる。）

### **ウ 受給要件**

いずれの国においても労働者に対して一定期間の保険料の拠出又は就労期間に加え、受給者の就労を促進するため、求職登録、就労努力、求職活動等を要求している。

## エ 給付内容

### (ア) 給付額

定率制をとる国と定額制をとる国がある。

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
定率制（州ごとに異なるが、多くの州で週賃金平均の5割程度の額）	定額制（受給開始時に25歳以上の者は原則として週65.45ポンド（=約8,877円）） ※ 一定の条件を満たす場合には、拠出制求職者給付に加えて所得調査制求職者給付（下記(2)参照。）を受給できる。	定率制（単身者の場合は、離職前の手取り総収入の60%、子供がいる場合は67%）	離職前の額面賃金額に応じて、定率部分及び定額部分を組み合わせた額（離職前の額面賃金額の57.4%以上75%以下）

### (イ) 最大給付期間

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
多くの州で26週間。なお、失業率の高い場合には延長給付として13週間又は20週間の追加支給可（州法に基づく措置） また、州の失業率の水準等により最長で99週（景気後退を受けた経済対策の一環として2012年1月3日までの時限措置）	182日（26週間）	離職前3年間における被保険者期間と申請時の満年齢に応じて6ヶ月から24ヶ月	24ヶ月（50歳以上の場合は36ヶ月）
イギリス、ドイツ及びフランスでは、失業保険が切れた低所得者については、要件を満たせば補足的な失業者扶助制度の対象となりうる。			

### オ 制裁措置

イギリス、ドイツ及びフランスにおいては、正当な理由なく求職活動を拒否する等の場合には給付額の減額や給付停止などの制裁措置が科せられる。なお、アメリカにおいても、求職活動を怠った場合には、給付が拒否される場合がある。

## (2) 補足的な失業者扶助制度（イギリスでは所得調査制求職者給付、ドイツでは失業給付Ⅱ、フランスでは特別連帯手当（ASS）という名称である。）

### ア 制度の概要、財源

イギリス、ドイツ及びフランスでは、失業保険制度と公的扶助制度の中間的な性格の制度である補足的な失業者扶助制度が整備されている。

いずれの国においても、国庫の一般財源により賄われている。

### イ 制度の対象者及び受給要件

いずれの国においても、保険料に基づく失業保険の要件を満たさない失業者等が対象であり、就労が可能であること、及び収入がないか又は低いことが共通の要件である。

## ウ 給付内容

### (ア) 給付額

イギリス	ドイツ	フランス
受給者の属する世帯が生活するにあたり最低限必要とされる額より、受給者の収入及び所得を差し引いた額  〈参考〉 単身者（25歳以上）に対する最大給付額は週当たり 65.45 ポンド（＝約 8,877 円） （※ 抛出制求職者給付と同額）	受給者の属する世帯が生活するにあたり最低限必要とされる額より、受給者の収入及び所得を差し引いた額  〈参考〉 単身者に対する最大給付額は月額 359 ユーロ（＝約 41,737 円）	世帯人数にかかわらず単身世帯かカップル世帯かに応じて一定収入以下の場合には定額、一定収入を超えた場合には一定額より世帯収入を差し引いた額  〈参考〉 収入が月 605.60 ユーロ（＝約 70,407 円）未満の単身世帯の給付額は月額 454.20 ユーロ（＝約 52,805 円）

### (イ) 給付期間

いずれの国においても受給要件を満たす限り無制限

### エ 制裁措置

イギリス及びドイツでは、正当な理由なく求職活動を拒否する等の場合には給付額の減額や給付停止などの制裁措置が科せられる。なお、フランスにおいても、求職活動を怠った場合には給付が中断される。

### (3) その他

- ・ (1)及び(2)に記載の失業保険及び補足的な失業者扶助制度（アメリカを除く。）に加え、各国ともそれぞれの国の状況に応じて住居に関する費用や医療費、社会保険料等に関する補助制度などを整備している。
- ・ いずれの国においても、子供のいる家庭に対しては給付が手厚くなるように制度を設計している。
- ・ アメリカでは、基本的に自助の精神に基づく制度となっていることから、失業保険以外の制度の対象者については、子供や高齢者等がいる世帯に限定されていたり、給付について予算の範囲内に限定されていたりするなど対象者が限定されていることが多いが、補足的栄養支援（旧フードスタンプ）のように低所得者一般を救済する制度もある。
- ・ ドイツでは、景気変動等を理由として仕事が減少したために事業主が一時的に操業短縮を行ったことにより、解雇に至らないまでの賃金の支払いが減少した労働者に対し、賃金を補填することを目的とした助成金（操業短縮労働者助成金）が整備されており、失業そのものを防ぐ仕組みとしても機能している。

### 3 失業者の就労促進に関わる助成制度等(職業訓練にかかるものを除く)の概要

失業者の就労を促進するための助成制度等としては、各国とも失業者本人を対象とした給付及び税等の減免及び失業者を雇用した事業主を対象とした給付及び税等の減免を組み合わせた形で以下のような様々な制度を整備している。

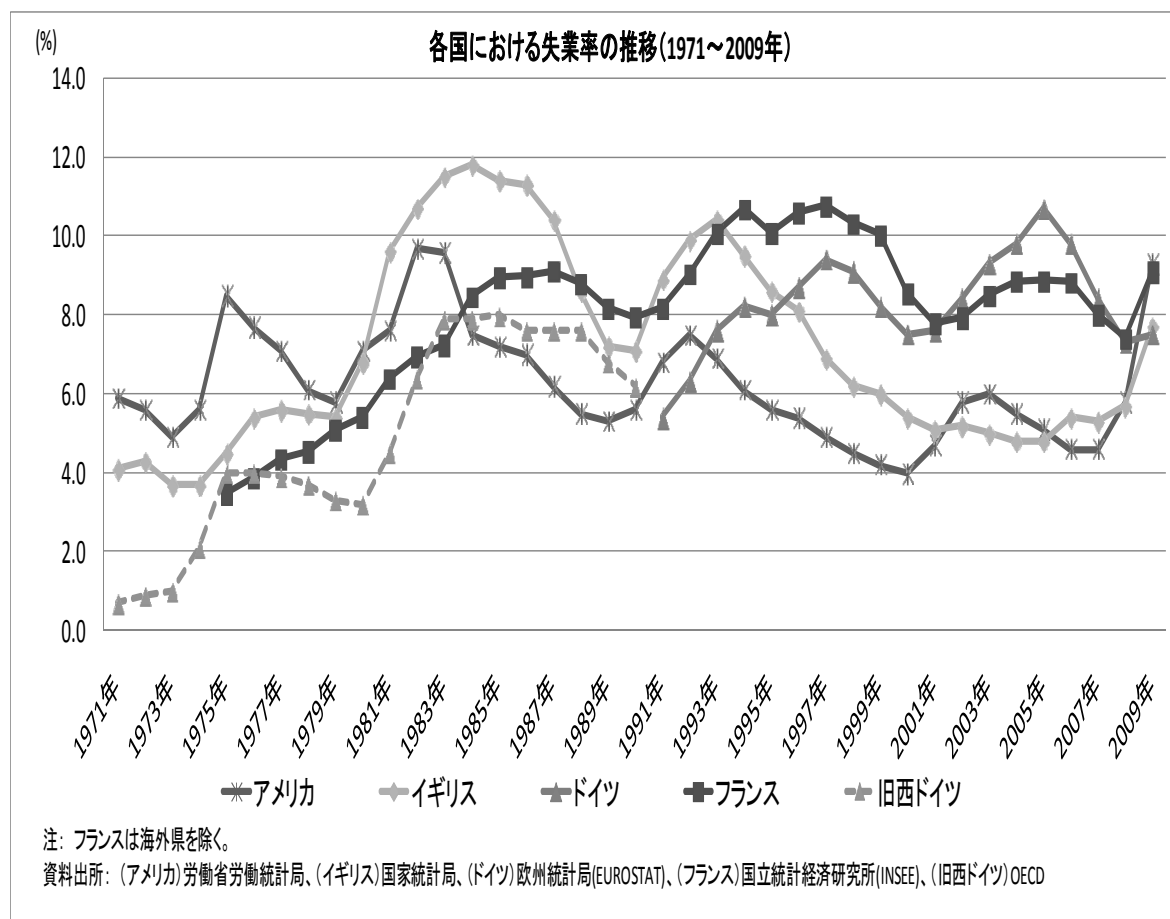
	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
失業者自身の就労インセンティブを高める制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>勤労所得税額控除 (EITC)</u> (勤労所得に対する税額の控除額が所得税額を上回る場合には、その分について税の還付が行われる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>就職補助金 (Job Grant)</u> (求職者給付等を受給中の人 が就職した際に一時金が支給される)</li> <li>・ <u>勤労税額控除 (WTC)</u> (就労している低所得者を対象として、家族の構成や就労時間等に応じて就労所得に上乘せで支給される)</li> <li>・ <u>トライアル雇用制度 (Work Trials)</u> (求職者給付に加え、交通費及び食費を受給しながら働くことができる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>一定の報酬以下の僅少労働 (ミニ・ジョブ/ミディ・ジョブ) の従事者に対する所得税・社会保険料の減免</u></li> <li>・ <u>失業者が起業する際に起業開始直後の数ヶ月間の生活費及び社会保険料をカバーするための助成が行われる措置</u></li> <li>・ <u>「失業給付Ⅱ」の受給者に対する所得控除</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>勤労奨励手当 (PPE)</u> (所得が一定以下の勤労者を対象として、所得税額を控除額が上回る世帯に対しては差額分が支給される)</li> <li>・ <u>起業あるいは事業を受け継いだ失業者への助成 (ACCRE)</u> (起業する失業者等の事業開始直後の期間を金銭的に支援する)</li> </ul>
事業主の採用インセンティブを高める制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>雇用機会税控除</u> (就業が困難な求職者を雇い入れた雇用主に法人税の控除)</li> <li>・ <u>雇用対策法による雇入れ促進策</u> (新規に労働者を雇い入れた企業に対し社会保障税の事業主負担分の免除や法人税控除を行う (2010年末までの時限措置))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>採用補助金 (Recruitment Subsidy)</u> (6ヶ月以上求職者給付を受給している人を採用した事業主に対し一時金が支給される (連立政権による時限措置が前倒しされ2010年6月30日の採用者をもって終了))</li> <li>・ <u>「未来の仕事基金 (Future Jobs Fund)」による助成金</u> (1年近く失業状態にある若年者等に対し新たな職を提供した場合に一時金が支給される (連立政権による時限措置が前倒しされ2011年3月をもって終了))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>雇用創出措置による賃金の定額助成金</u> (公共の利益等になる新規雇用を提供した事業主等に対して被用者の賃金を助成)</li> <li>・ <u>6ヶ月以上失業状態にある50歳以上の中高年労働者や若年者を採用した事業主に対する賃金助成措置等</u> (賃金助成については時限措置であり、中高年労働者が対象のものは2011年末まで、若年者が対象のものは2010年末までに採用された者が対象)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>就職に困難を抱える求職者を採用した雇用主であって、雇用センター (Pôle emploi) と統一参入契約 (CUI) を締結した者に対する賃金助成</u> (営利部門は雇用主導契約 (CIE)、非営利部門は雇用同伴契約 (CAE) を締結)</li> <li>・ <u>就職が困難な失業者の社会参入を事業活動とする事業者であって、社会参入支援組織として国と協約を締結した者に対する助成</u></li> </ul>

#### 4 失業者を対象とした職業訓練制度の概要

各国とも、職業訓練施策の対象となる労働者の範囲は、従来行われてきた失業者等の職業訓練弱者のみならず、失業の恐れの大い労働者をも対象とするようになってきており、具体的には、失業者から、技能の低い就職が困難な若者を経て、在職者にまでその対象が広がってきている。このため、失業者に対する職業訓練も、これらの職業訓練の一環として行われていることが多く、失業対策としての職業訓練施策を正確に把握することは困難な状況となってきた。しかしながら、職業訓練の必要性が認められた失業保険受給者（補足的な失業者扶助制度の対象者を含む。）に対する生活費については、各国とも、訓練中も失業保険給付又は失業保険給付と同程度の給付が支給される仕組みとなっている（なお、アメリカにおいては、支給期間が、通常失業者については失業保険の受給期間中、貿易調整支援（TAA）の対象者については失業保険給付期間と合わせて130週（事前訓練を受ける場合は最大で156週）であることに留意が必要である。）。

#### 【参考】各国における失業等の状況

##### (1) 各国における失業率の推移（1971～2009年）



##### (2) 各国における1年以上の長期失業者割合の推移

2009年における失業者に占める1年以上の長期失業者の割合は、アメリカ16.3%、イギリス24.5%、ドイツ45.0%、フランス46.2%であった。